

平成28年4月1日より

入院医療費の計算方法が変わります

当院は、平成28年4月1日よりDPC（診断群分類別包括評価）対象病院となり、従来の出来高計算方式から、病名や診療内容に応じて入院1日あたりの医療費が定額になる「DPC計算方式」に変更させていただきます。

DPCによる入院費の計算方法では、国が定めた1日あたりの入院費×日数と出来高計算の部分を組み合わせて計算します。

青森県内でも弘大病院、県立中央病院をはじめ、多くの病院で採用されております。

従来の方式

出来高方式

入院基本料（×日数）

お薬・注射

画像診断

検査

処置

手術・麻酔・輸血

リハビリ

食事療養費

全ての治療行為の費用を合計

新しい方式

DPC方式

1日あたりの定額 × 日数

※投薬、注射、検査など回数に関わらず1日当たりの定額

※一部包括されないものがあります。

手術・麻酔・輸血

リハビリ

食事療法費

定額分と出来高を合計

Q.入院費が高くなるの？

極端に高くなったり安くなったりということはありません。

また、高額療養費制度や限度額認定証の取り扱いは変わりません。

なお、メンタルヘルス科病棟、交通事故、労災などの入院については適用外となります。

※その他、ご不明点などございましたら医事課までお問い合わせ下さい。

むつ総合病院長